

教育委員会

教育委員会は、地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき合議制の執行機関です。5人の教育委員で組織され、事務局を設置して教育に関する事務を一体的に行います。教育委員の任期は4年です。教育委員長は教育委員会の会議を主宰します。教育長は、委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局を統括します。



田中義人 委員長



太田妙子 委員



嶋野 勝 委員



永冨千里 委員



桑野隆泰 教育長

教育長就任あいさつ

今朝も町名の由来となった新緑が映える福智の山々を仰ぎ見ながら登庁しました。新しい町が発足して3か月が過ぎ、「福智町」という固有名詞も定着してきたようです。

これからは、2万6千有余人の町民が一丸となって、新しいふるさとづくりに力を合わせていくこととなりますが、教育行政をとおしてその一翼を担うことになり、職責の重さに身の引き締まる思いです。

いうまでもありませんが、「ふるさとづくり」は「人づくり」であり、教育の果たす役割は重大です。「人づくり」をとおして、地域の教育力を総合的に高めていくことが、ふるさとの活性化につながると確信しています。

学校教育の一層の充実はもちろん、社会教育の振興にも十分意を注ぎ、「健やかな身体と豊かな心をもつ人づくり」に鋭意努めてまいります。

変わらぬご支援、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

PROFILE

【桑野隆泰 教育長／プロフィール】1963年に中学校教諭となり、その後、県教育庁指導主事を経て、香春町立勾金中学校長、県教育庁筑豊教育事務所副所長、方城町立方城中学校長を務め、2001年3月に定年退職する。座右の銘は「洗心」。福智町伊方在住、福岡学芸大学卒、66歳。

行 政委員会は、町に置かれている合議制を基本とした執行機関のことをいいます。地方自治法などに基づいて設置され、町の執行機関からは独立して業務を推進します。福智町の行政委員会は、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会があります。平成18年第3回福智町議会臨時会で各委員が決まりましたので、議事報告とあわせてご紹介いたします。



行政委員会の各委員決まる

平成18年第3回臨時議会

【議案第52号】福智町監査委員の選任について：4月20日 原案同意
大久保琢磨氏（赤池）が選任されました。
【議案第53号】福智町監査委員の選任について：4月20日 原案同意
藤元正海氏（金田）が選任されました。
【議案第54号】福智教育委員会委員の選任について：4月20日 原案同意
桑野隆泰氏（伊方）が選任されました。
【議案第55号】福智教育委員会委員の選

任について：4月20日 原案同意
嶋野勝氏（弁城）が選任されました。
【議案第56号】福智教育委員会委員の選任について：4月20日 原案同意
田中義人氏（金田）が選任されました。
【議案第57号】福智教育委員会委員の選任について：4月20日 原案同意
永冨千里氏（神崎）が選任されました。
【議案第58号】福智教育委員会委員の選任について：4月20日 原案同意

太田妙子氏（上野）が選任されました。
【選挙第4号】福智町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について：4月20日 決定
選挙管理委員会委員に、菊谷春夫氏（赤池）、仲村正則氏（神崎）、林勝馬氏（伊方）、永末みつ枝氏（弁城）が決定しました。選挙管理委員会補充員に、平井誠氏（金田）、北川勝氏（赤池）、吉本正則氏（伊方）、若林平作氏（神崎）が決定しました。

▼平成18年第3回福智町議会臨時議会が4月20日に開かれ、人事案件である議案7件、選挙1件が審議され、次のとおり同意、可決されました。

監査委員

独立した機関である監査委員は、地方自治法に基づいて設置された行政委員会です。町の財務や経営について定期的に監査します。また、最少の経費で最大の効果をあげているか、組織や運営の合理化に努めているかなどをの観点からもチェックします。福智町の監査委員は2人で、議員者から選出される委員と、議会から選出される委員とで構成されています。



大久保琢磨 委員



藤元正海 委員

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、地方自治法に基づいて設置された独立機関です。選挙の管理執行を行うことをはじめ、選挙人名簿の調整など、選挙に関する事務も管理します。選挙管理委員会は、議会で選挙された4人の委員で構成され、委員が万が一欠けた場合に備えて、補充員が4人選挙されています。委員の任期は4年です。



林 勝馬 委員長



菊谷春夫 副委員長



仲村正則 委員



永末みつ枝 委員

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、土地や家屋などの固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者から不服申し立てがあったときに審査する行政委員会です。地方自治法および地方税法に基づき市町村に設置されます。委員は、住民、町税納税義務者または学識経験者の中から議会の同意を得て町長が選任します。福智町の定数は3人で、任期は3年です。



平野 建 委員



白川勝廣 委員



桑野政昭 委員